

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年7月24日

東京都作業部会確認年月日 平成30年7月25日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 関係者の入場管理

案件名 関係者の入退管理（アクセスコントロール資機材）【都内分】

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることを、説明により確認した。 (令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	来場者の入退場に係る権限情報の管理は組織委員会において一元的に行わなければならない、 <u>ACR（※1 アクレディテーションシステム）</u> との連携も必要であることから組織委員会が一括して執行する必要がある。	※1 <u>ACR（アクレディテーションシステム）</u> Tecにて契約済み
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）	関係者の入退場管理に生体認証システムを用いたアクセスコントロールを実現することは大会の安全・安心の向上に資するものである。 (令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、今回の延長契約は、リース契約の期限である令和2年9月末以降もシステムを維持するために、必須であり、現時点で手続きを進める必要がある。	

<p>等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>【適正な規模の確認】</p> <p>アクセスコントロール資機材は、都内 24 競技会場、都外 18 競技会場、選手村等のその他施設 5 施設の計 47 箇所に整備する。</p> <p>それぞれの施設における必要な設置数量は、平成 29 年夏に警備局が実施したスクリーニング実証実験の結果導き出された<u>※2 スループット値</u>（観客 300 人/1h、関係者 240 人/1h）や、モデル会場における警備計画を基本としつつ、ブロックプランの精緻化に伴ってさらに台数の削減が実現されたものであることを確認した。</p> <p>また、国立代々木競技場外 2 箇所の競技会場においては、スループット値を超過した数量を配置するが、想定来場者数・滞留スペース等施設の特性に応じた必要性に基づいた規模であることが確認できた。</p> <p>【適正な価格の確認】</p> <p>アクセスコントロール装置及びパソコンについては、購入及びリース・レンタルによる調達をそれぞれ見積もり、本契約がより低コストな調達方法となっていることを確認した。</p> <p>また、ACS（アクセスコントロールシステム）開発経費については、すでに ATOS と契約している ACR（アクセディテーションシステム）との連携が必要であり、ATOS による実施となるが、複数回の参考見積を徴取し、費用の抑制を図ったことを確認した。</p> <p>（令和 2 年 9 月 8 日 契約変更の再確認に伴う追記）</p> <p>令和 2 年 4 月より令和 3 年 3 月までの間、必要最小限の人員による対応としており、費用の抑制が図られていることを確認した。</p>	<p><u>※2 スループット値</u></p> <p>一定時間に何人の照合・通過が可能かを数値化したもの。</p>
-----------------------------------	--	--

効率性

	納 得 性	<p>アクセスコントロール資機材の調達については、リース・レンタルの活用や機器台数の精査、機器価格の精査によりコストの削減を図っている。</p> <p>また、資機材、システム開発経費については、いずれも複数回のヒアリング、見積徴取を行い、費用削減が図られている。</p> <p>現在、V2予算の枠内であることを確認したが、この後、別途発注するICチップ、その他機器類と併せて、V2予算の枠内における執行を求める。</p> <p>また、実際に配置を行う際には、機器の配置・数量が適正な配置場所・規模になっているか等について、再度の確認を行っていく。</p> <p>なお、一層の削減を実現した際には、作業費等においても同様に適正な負担となるように見直しに努めること。</p> <p>リース・レンタル機器であっても、3Rの考え方に反することのないように適切な活用を製造メーカー等に対して指導していくこと。</p> <p style="color: red;">(令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <p style="color: red;">受注者に対する複数回のヒアリングを通じて、作業工程、負担対象経費の精査を行っており、費用の抑制を図っている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>本案件は、大枠合意に基づく警備資機材の調達であり、必要性、効率性から公費負担の対象として適切であることを確認した。</p> <p style="color: red;">(令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <p style="color: red;">延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p style="color: red;">また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年7月24日

東京都作業部会確認年月日 平成30年7月25日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 関係者の入場管理

案件名 関係者の入退管理（アクセスコントロール資機材）【都外分】

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることを、説明により確認した。 (令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	来場者の入退場に係る権限情報の管理は組織委員会において一元的に行わなければならない、 <u>ACR（※1 アクレディテーションシステム）</u> との連携も必要であることから組織委員会が一括して執行する必要がある。	※1 <u>ACR（アクレディテーションシステム）</u> Tecにて契約済み
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）	関係者の入退場管理に生体認証システムを用いたアクセスコントロールを実現することは大会の安全・安心の向上に資するものである。 (令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、今回の延長契約は、リース契約の期限である令和2年9月末以降もシステムを維持するために、必須であり、現時点で手続きを進める必要がある。	

<p>等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>【適正な規模の確認】</p> <p>アクセスコントロール資機材は、都内 24 競技会場、都外 18 競技会場、選手村等のその他施設 5 施設の計 47 箇所に整備する。</p> <p>それぞれの施設における必要な設置数量は、平成 29 年夏に警備局が実施したスクリーニング実証実験の結果導き出された<u>※2 スループット値</u>（観客 300 人/1h、関係者 240 人/1h）や、モデル会場における警備計画を基本としつつ、ブロックプランの精緻化に伴ってさらに台数の削減が実現されたものであることを確認した。</p> <p>また、国立代々木競技場外 2 箇所の競技会場においては、スループット値を超過した数量を配置するが、想定来場者数・滞留スペース等施設の特性に応じた必要性に基づいた規模であることが確認できた。</p> <p>【適正な価格の確認】</p> <p>アクセスコントロール装置及びパソコンについては、購入及びリース・レンタルによる調達をそれぞれ見積もり、本契約がより低コストな調達方法となっていることを確認した。</p> <p>また、ACS（アクセスコントロールシステム）開発経費については、すでに ATOS と契約している ACR（アクセディテーションシステム）との連携が必要であり、ATOS による実施となるが、複数回の参考見積を徴取し、費用の抑制を図ったことを確認した。</p> <p>（令和 2 年 9 月 8 日 契約変更の再確認に伴う追記）</p> <p>令和 2 年 4 月より令和 3 年 3 月までの間、必要最小限の人員による対応としており、費用の抑制が図られていることを確認した。</p>	<p><u>※2 スループット値</u> 一定時間に何人の 照合・通過が可能か を数値化したもの。</p>
-----------------------------------	--	---

効率性

	納 得 性	<p>アクセスコントロール資機材の調達については、リース・レンタルの活用や機器台数の精査、機器価格の精査によりコストの削減を図っている。</p> <p>また、資機材、システム開発経費については、いずれも複数回のヒアリング、見積徴取を行い、費用削減が図られている。</p> <p>現在、V2予算の枠内であることを確認したが、この後、別途発注するICチップ、その他機器類と併せて、V2予算の枠内における執行を求める。</p> <p>また、実際に配置を行う際には、機器の配置・数量が適正な配置場所・規模になっているか等について、再度の確認を行っていく。</p> <p>なお、一層の削減を実現した際には、作業費等においても同様に適正な負担となるように見直しに努めること。</p> <p>リース・レンタル機器であっても、3Rの考え方に反することのないように適切な活用を製造メーカー等に対して指導していくこと。</p> <p style="color: red;">(令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) 受注者に対する複数回のヒアリングを通じて、作業工程、負担対象経費の精査を行っており、費用の抑制を図っている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>本案件は、大枠合意に基づく警備資機材の調達であり、必要性、効率性から公費負担の対象として適切であることを確認した。</p> <p style="color: red;">(令和2年9月8日 契約変更の再確認に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p style="color: red;">また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。